

総合評価落札方式に係る
技術審査基準（地域維持型）

令和6年5月

岐阜県県土整備部 技術検査課

企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件の留意事項について

本基準は、以下の基準・要領に記載された、総合評価落札方式における価格以外の評価項目の評価基準について解説するもので、令和4年5月1日以降に公告される案件から適用します。なお、共同企業体による入札参加の場合は、入札公告に特に記載がない限り、代表構成員に係る実績等を評価します。

- ・岐阜県県土整備部発注の建設工事に係る簡易型（地域維持型）総合評価落札方式 試行要領（平成24年8月20日技第300号）
- ・岐阜県地域維持型建設工事共同企業体取扱試行要領（平成24年8月20日技第299号）

1. 企業能力

(1) 工事成績評定点（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近3か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注工事のみ対象) (工種限定あり)	80点以上	2.0
		75点以上80点未満	1.0
		75点未満又は実績なし	0

<留意事項>

- 「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。
(例：入札公告日が令和6年度の場合、令和3年度から令和5年度（令和3年4月1日から令和6年3月31日）までとします。)
- 対象となる工事の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
(例：岐阜県発注の土木一式工事)
- 共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。
- 「直近3か年度以内」に、完成引き渡しの済んだ岐阜県発注工事の実績がない場合は、「実績なし」として評価します。また、工事成績評定結果通知書の無い少額な岐阜県発注工事のみの実績も、同様に「実績なし」と評価します。
- 「工事成績評定点の平均点」は、少数第1位を切り捨てとします。

<確認書類>

- 工事成績対象一覧
様式は下記URLからダウンロードしてください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/13464.html>

(2) 同種（類似）工事施工実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

<留意事項>

- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。
 - 「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
 （例：道路改良工事の土木一式工事で工事費3000万円以上の施工実績）
 - 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。
 （例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る）
 （例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る）
 - 申請様式2-1に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めません。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める27の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテによる確認の取扱いは下記のとおりとします
 - ・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。
 - ・国工事の場合：県工事と同様とします。
 また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事实績として認めませんが、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。
- （※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表-6「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」などを参照してください。

< 確認書類 >

- 同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）

(3) スタッフ数（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
スタッフ数	当該工事に関する除雪機械のオペレータ数 (全ての構成員の合計)	当該工事に関する除雪機械のオペレータ数が○名以上	1.5
		上記以外	0

< 留意事項 >

- 「当該工事に関する除雪機械のオペレータ数」は、除雪機械毎に必要な免許、資格を有する者とします。なお、1人のオペレータが複数の除雪機械の運転資格を有していたとしても、延べ人数ではなく、実数（1人）として算出してください。
- 「除雪機械」は、発注工事毎に設定します。
- 「除雪機械」の定義は、除雪機械一覧表に記載してありますので、確認してください。（例：モータグレーダ3.1m、除雪ドーザ1.3～4m³）

< 確認書類 >

- 除雪機械の運転に必要な免許証の写し（大型特殊自動車免許証の写し等）
- 除雪機械の運転に必要な資格証の写し（建設機械施工技士の資格証、車両系建設機械運転技能講習修了証の写し等）
- オペレータの雇用関係が分かる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証等）

(4) 機械保有状況（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
機械保有状況	当該工事に関する主要建設機械の保有状況 (全ての構成員の合計)	自社保有（長期リースによる保有を含む）による主要建設機械保有台数が○台以上	1.5
		上記以外	0

< 留意事項 >

- 「主要建設機械」は、発注工事毎に設定します。
- 「主要建設機械」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
(例：バックホウ山積0.8m³・4台、ダンプトラック10t積・2台)
- 「主要建設機械」は、機械ごとに設定台数以上保有していれば、加点の対象となります。
- 「主要建設機械」は、本工事の現場で使用しなくても加点の対象となります。
- 「自社保有」、「長期リースによる保有」は、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」）時点で自社保有又はリース契約していれば、加点の対象となります。

- 「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。
- 「長期リースによる保有あり」とは、受注者自身がリースする場合は加点の対象となりますが、下請負業者がリースする場合は加点の対象となりません。

< 確認書類 >

- 自社保有については、機械整備点検表（申請期限日から1年以内（不整地運搬車は2年以内）に点検した証明があるもの）の写し、又は自動車保険証（保険期間に申請期限日を含むもの）の写し、又は自動車検査証（有効期限が申請期限日より後のもの）の写し
- リースについては、契約書の写し

(5) 除雪機械保有状況（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
除雪機械保有状況	当該工事に関する除雪機械の保有状況 (全ての構成員の合計)	自社保有（長期リースによる保有を含む）による除雪機械保有台数が〇台以上	1.5
		上記以外	0

< 留意事項 >

- 「除雪機械」は、発注工事毎に設定します。
- 「除雪機械」の定義は、除雪機械一覧表に記載してありますので、確認してください。（例：モータグレード3、1m、除雪ドーザ1、3～4m³）
- 「除雪機械」は、機械ごとに形式・装備が設定以上であるものを対象とし、機械ごとに設定台数以上保有していれば、加点の対象となります。
- 「除雪機械」は、本工事の現場で使用しなくても加点の対象となります。
- 「自社保有」、「長期リースによる保有」は、申請期限日時時点で自社保有又はリース契約していれば、加点の対象となります。
- 「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。
- 「長期リースによる保有あり」とは、受注者自身がリースする場合は加点の対象となりますが、下請負業者がリースする場合は加点の対象となりません。

< 確認書類 >

- 自社保有については、機械整備点検表の写し
- リースについては、契約書の写し
- その他発注機関が認めた書類

2. 配置予定技術者の能力

- 配置予定技術者として最大3名の候補技術者を記載することもできますが、配置予定技術者の評価は、実績・資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値を、その入札参加者の「配置予定技術者の能力」の評価値とします。

(1) 同種（類似）工事施工実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無（国及び岐阜県発注工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての実績を含む）	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

<留意事項>

- 配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」、「特例監理技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した実績のみを対象とします。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された「主任技術者」、「監理技術者」、「特例監理技術者」又は「監理技術者補佐」とは別に追加を義務付けられた技術者として従事した実績は対象となりません。
- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。
- 「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
（例：道路改良工事の土木一式工事で工事費3000万円以上の施工実績）
- 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る）
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る）
- 工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期（一時中止期間を除く）で除した割合に最終契約金額（最終施工量）を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額：1億円

工期：200日間

技術者A：120日間担当

技術者B：80日間担当



技術者Aの実績 = 1億円 × 120日間 / 200日間 = 6千万円

技術者Bの実績 = 1億円 × 80日 / 200日間 = 4千万円

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いはあてはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

また、複数年債務負担によるトンネル工事においては、契約期間に対して早期に主要な工種を完成させた場合等、契約期間と出来高率に著しく乖離があることから、

最終請負金額に対して出来高率を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額 3 億円、トンネル工事で 3 か年債務工事の場合

工 期：900 日間

技術者 A：600 日間、出来高 90%

技術者 B：300 日間、出来高 10%



技術者 A の実績 = 3 億円 × 90% = 2.7 億円

技術者 B の実績 = 3 億円 × 10% = 0.3 億円

※ 出来高率が把握できる資料（工事履行報告書、実施工程表等）を提出してください。

○申請様式 2-1 に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めません。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める 27 の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテによる確認の取扱いは下記のとおりとします

- ・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。
- ・国工事の場合：県工事と同様とします。

また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事实績として認めませんが、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。

（※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表-6「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」などを参照してください。

< 確認書類 >

○同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）

3. 地域要件

(1) 営業拠点（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	全ての構成員が同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	1.0
		代表構成員が同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	0.75
		その他の構成員のうち1者以上が同一市町村内（旧市町村内）に本店あり	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-3号にて確認してください。
- 営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設業法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。

<確認書類>

- 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていない営業所の場合は、次のとおり発注者が確認します。
 - ①国土交通大臣許可の場合、中部地方整備局ホームページの下記アドレスで確認
<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>
 ただし、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされていない場合は、国土交通省から交付される証明書の写し
 - ②都道府県知事許可の場合、岐阜県ホームページの下記アドレスで確認
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/549.html>

(2) 災害協定参加等（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2.0
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1.0
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0

<留意事項>

- BCM認定の基準日は、申請期限日とします。
- 災害協定への参加の基準日は、申請期限日とします。
- 「BCM認定」は、下記URLより確認してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62580.html>
- 「岐阜県との協定」は、下記URLより確認してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5511.html>
- 「岐阜県との協定」のうち農政部、林政部、県土整備部、都市建築部（以下、「建設4部」という。）との協定以外であっても、岐阜県知事と協定を締結し、協定内容が社会基盤の応急復旧に密接に関係しているものであって、建設4部との間で災害応援体制がとられている場合には、建設4部との協定と同等の取扱いとします。
- 「直近5か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度を指します。
(例：入札公告日が令和6年度の場合、令和元年度から令和5年度（平成31年4月1日から令和6年3月31日）までとします。)
- 「同等の活動実績」とは、「災害時の貢献活動について災害協定と同等と認められる活動内容」とします。
- 「岐阜県内市町村との協定」とは、災害時における岐阜県内市町村との応援協定としますが、該当するかどうかは、発注機関に確認してください。

<確認書類>

- BCM認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類
「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」の認定を受けている各協会等からの証明書（入札公告日の属する年度に証明されたもの、写しでも可）及び岐阜県が各協会等に発行した認定証の写しでも可とします。
- 協定については、岐阜県または県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類
「災害時応援協力に関する協定」へ参加している各協会等からの証明書の写し（写しでも可）、もしくは直近の経営事項審査時に提出した証明書の写しでも可とします。
- 岐阜県知事と災害応援協定を締結し、建設4部の協定と同等の評価を受けようとする場合は、県土整備部で設置している「災害応援協定連絡会議」に構成員として参加していることや、建設4部と災害時における応援協力の連携強化等を目的とした連絡調整を定期的に行っていることが確認できる書類。
- 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

(3) ボランティア活動（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
ボランティア活動	直近 <u>1</u> か年度以内*の活動の有無	同一市町村内（旧市町村内）での実績あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0

<留意事項>

- 「直近 1 か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って 1 か年度を指します。
 （例：入札公告日が令和 6 年度の場合、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）とします。）
 - 「活動」とは、1 回以上の活動とします。
 - 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第 2 - 3 号にて確認してください。
 - 「ボランティア活動」とは、企業として、次のような活動を行った場合に対象となります。
 - ①社会資本（道路、河川、公園等）に対する岐阜県との協定により行った活動
 （例：ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動）
 - ②岐阜県、県内市町村又は任意団体等が主催する社会資本（道路、河川、公園等）に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動
 - 次のような活動は、「ボランティア活動」として認めません。
 - A 有償の活動
 - B 災害協定参加等において加点される活動
 - C 岐阜県外で行った活動
 - D 個人として参加した活動
 - E 自らの会社が主体となって立ち上げた協議会等が主催するボランティア活動
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のため、ボランティア活動の対象期間を当面の間「1 か年度以内」を「3 か年度以内」とします。

<確認書類>

- 次の書類により確認します。
 - ①については、活動実績の写し（ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動の場合は、年間活動報告書【様式 3】と作業写真 2 枚程度、その他の活動は【様式 3】に準ずる内容の報告書と作業写真 2 枚程度）
 - ②については、主催団体の活動実績証明書（写しでも可）、表彰状又は感謝状等の写し（活動実績証明書等の宛名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行

した証明書（写しでも可）

（４）近隣地域施工実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
近隣地域施工実績	平成〇〇年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象)	同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり	1.0
		同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0

<留意事項>

- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は加点の対象となりません。
- 「施工実績」とは、工種、金額は問いません。
- 上記評価基準は標準設定です。加点の対象となる評価基準は、案件毎に異なります。申請様式第2－3号にて確認してください。
- 共同企業体の構成員としての施工実績も評価します。
- 「施工実績」の施工範囲が複数の行政区域（市町村等）に及んでいる場合、施工範囲となっている全ての行政区域（市町村等）について、加点の対象となります。

<確認書類>

- 工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しでも可とします。

（５）除雪業務等の受託実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
除雪業務等の受託実績	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点する	同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2.0
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1.0
		同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0

<留意事項>

- 「直近2か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和6年度の場合、令和4年度から令和5年度（令和4年4月1日から令和6年3月31日）までとします。)

- 「除排雪又は凍結防止剤散布業務」とは、除雪業務・運搬排雪業務・凍結防止剤散布業務が該当します。
- 岐阜県と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。
- 岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行う構成員を加点の対象とします。
- 「岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり」とは、岐阜県と直接契約している場合のほか、岐阜県と岐阜県内市町村が契約したうえで、当該市町村から岐阜県管理道路の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合も該当します。
- 「岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり」とは、国又は岐阜県内市町村と契約し、岐阜県内の国道又は市町村道の除排雪又は凍結防止剤散布業務を請け負っている場合とします。
- 国又は岐阜県内市町村と協同組合が契約している場合は、契約している協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員も加点の対象とします。ただし、岐阜県内の国道又は市町村道を担当している場合に限りません。
- 国又は岐阜県内市町村と共同企業体が契約している場合は、実業務を行う構成員を加点の対象とします。ただし、岐阜県内の国道又は市町村道を担当している場合に限りません。

<確認書類>

- 国、県又は市町村との契約書等の写し

(6) 休日及び夜間の道路維持作業の実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理道路の道路維持業務（除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く）、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業等を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり（元請け）	1.0
		同一土木事務所管内以外での実績あり（元請け）	0.75
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.5
		同一土木事務所管内以外での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.25
		実績なし	0

<留意事項>

- 「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。

(例：入札公告日が令和6年度の場合、令和3年度から令和5年度（令和3年4月1日から令和6年3月31日）までとします。)

- 「県管理道路の道路維持業務」とは、各土木事務所が発注する道路維持修繕業務委託工事に類する工事※が該当します。

※休日、夜間を含めた24時間体制を構築し、県管理道路の緊急性を要する業務を実施するもの。

- 「異常気象時の通行規制業務」とは、各土木事務所が委託する「異常気象時の通行規制業務委託」が該当します。
- 「休日」とは、官公庁の休日とします。
- 「夜間」とは、夕方17:15から翌朝8:30までとします。
- 「協力要請により下請けとして協力」とは、岐阜県から「県管理道路の道路維持業務」を直接請負った者（元請負人）が岐阜県に提出した施工体系図に、下請負人として記載された者であって、かつ元請負人から依頼され、当該作業を行った場合に該当します。
- 「協力要請により下請けとして協力」とは、2次下請け以降も対象となります。
- 災害協定に基づく「休日又は夜間」の作業は、加点の対象となりません。
- 岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行った構成員を加点の対象とします。

<確認書類>

- 次の2つの書類により確認します。
 - ①県管理道路の道路維持業務の契約書若しくは下請負人届の写し、又は通行規制管理業務委託契約書の写し
 - ②休日又は夜間の道路維持業務の完了報告書の写し又は通行規制モニター業務報告書の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）

(7) 休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績（標準項目）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度以内の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	同一土木事務所管内での実績あり（元請け）	0.5
		同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力）	0.25
		実績なし	0

<留意事項>

- 「直近3か年度以内」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って3か年度以内を指します。
(例：入札公告日が令和6年度の場合、令和3年度から令和5年度（令和3年4月1日から令和6年3月31日）までとします。)
- 「県管理の河川・砂防の維持管理業務」とは、各土木事務所が発注する河川 維持修繕業務委託もしくは県単砂防維持修繕業務委託に類する工事※が該当します。

※休日、夜間を含めた24時間体制を構築し、県管理の河川もしくは砂防指定地等の緊急性を要する業務を実施するもの。

- 「休日」とは、官公庁の休日とします。
- 「夜間」とは、夕方17：15から翌朝8：30までとします。
- 「協力要請により下請けとして協力」とは、岐阜県から「県管理の河川・砂防の維持管理業務」を直接請負った者（元請負人）が岐阜県に提出した施工体系図に、下請負人として記載された者であって、かつ元請負人から依頼され、当該作業を行った場合に該当します。
- 「協力要請により下請けとして協力」とは、2次下請け以降も対象となります。
- 災害協定に基づく「休日又は夜間」の作業は、加点の対象となりません。
- 岐阜県と共同企業体が契約している場合は、実業務を行った構成員を加点の対象とします。

< 確認書類 >

- 次の2つの書類により確認します。
 - ①県管理の河川・砂防の維持管理業務の契約書又は下請負人届の写し
 - ②休日又は夜間の維持修繕業務委託完了報告書（河川の場合）、維持業務委託完了報告書（砂防等の場合）の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）